

◎通常保育事業

保護者の就労・病気などで、家庭では十分に保育することができない児童を保護者に代わって保育園で保育する事業です。（保育時間11時間）

本町では月曜日～土曜日の間、7時30分～18時30分（11時間）を開所時間とし、定員330名の保育を実施しています。平成21年4月1日現在、公立保育所、私立保育所を合わせて325人の児童が入所しています。現在、定員を20人ほど超えている状況ではありますが、待機児童はいません。今後は、多様な保育サービス体制の導入に向けて、職員研修などによるスキルアップを図ります。

平成21年度	
実施箇所	3箇所
3歳未満児	117人
3歳以上児	208人

↓

平成26年度目標	
実施箇所	3箇所
3歳未満児	173人
3歳以上児	200人

◎特定保育事業

保護者が概ね1日6時間未満かつ1週4日以上の日時について、児童を保育することができないと認められる場合に、保育所で預かる事業です。

現在、本町では実施していません。前記の基準以上の場合には通常保育、未満の場合には一時保育の対象となります。現在、通常保育事業の中で柔軟に対応しています。今後は、社会ニーズの動向を注視し、多様な保育サービス体制の導入に向けて検討します。

◎延長保育事業

保護者の就労形態の多様化、就労場所の広域化に対応するため、通常の保育時間（11時間）を延長（30分から7時間）して保育を行うサービスを実施し、子育てと仕事の両立を支援するための事業です。

現在、本町では平成18年度より保育時間を町内の3保育所ともに7時30分から18時30分までの通常保育時間11時間で実施しており、延長保育は実施していません。ただし、保護者の都合で少し迎えが遅れる場合には、柔軟に対応しています。

今後も、社会ニーズの動向を注視し、事業実施に向けて、施設整備及び職員配置などの条件整備について財政状況に応じて検討します。

平成21年度	
未実施	

↓

平成26年度目標	
実施箇所	3箇所
利用延べ人数	15人

◎夜間保育事業

保護者の就業形態の多様化、就労場所の広域化に対応するため、夜間専用保育（保育時間の目安11時から22時）を実施する事業です。

基本的に、夜間保育は夜間保育のみを行う保育所で行われますが、通常の保育と夜間保育を併せて行うところもあります。実施している保育所は、市区町村に1箇所程度あり、ほかの保育所の児童も預かる場合があります。

現在、本町では実施していません。今後は、社会ニーズの動向を注視し、多様な保育サービス体制の導入に向けて検討します。

◎子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

就労などの都合により保護者が平日の夜間又は休日不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合に、児童福祉施設などにおいて短期間（1週間程度）児童を預かり、生活指導や食事の提供などを行う事業です。

現在、本町では実施していません。今後は、社会ニーズの動向を注視し、多様な保育サービス体制の導入に向けて検討します。

